

身体的拘束最小化に向けた取り組み

○基本方針

患者さんの生命または身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除き、身体的拘束を行いません。

身体的拘束を実施する場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たしているかを「身体拘束最小化マニュアル」に準じて多職種で検討し、医師の指示のもと、患者さん・家族等への説明・同意を行います。

○院内推進体制の設置

「身体的拘束最小化委員会」等を設置し、院内における拘束の実施状況の把握、解除に向けた検討を定期的に行っています。

○職員研修の実施

医療・ケアに携わる職員に対して、身体的拘束最小化のための研修を実施、身体的拘束最小化と人権を尊重したケアの実施を図る。

○説明と共有

患者さんが身体的拘束を行わざるを得ない状態である要因によっては、患者さんの病状および全身状態の安定を図ることが、安全な身体的拘束の実施、早期解除につながる。各職種は、身体的拘束における各々の役割を意識して患者さんに医療・ケアを提供する。

○身体的拘束拘束率

令和8年4月～6月（3カ月平均）

13.5%